松本市教育委員会告示15号

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成31年4月26日

松本市教育委員会

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学都松本子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の効果的な実施及び継続的な推進を行うため、学都松本子ども読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 (所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 推進計画の評価、検証に関すること。
 - (2) 子どもの読書活動の推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) 社会教育関係者
 - (3) 子ども読書活動を推進する者
 - (4) 有識者
 - (5) 公募による市民
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会は、子どもの読書活動を推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、令和元年5月1日から施行する。